

令和5年度交野市大気環境調査及び窒素酸化物濃度簡易調査委託 仕様書

1 共通事項

1-1 業務概要

本業務は、交野市内の一般環境における大気質等の濃度を測定し、大気汚染の状況を把握するために実施する。なお、本仕様書中、委託者を甲、受託者を乙とする。

1-2 委託内容

- (1) 大気環境調査
- (2) 窒素酸化物濃度簡易調査

各業務の詳細については、「2 大気環境調査業務」及び「3 窒素酸化物簡易調査業務」のとおり。

1-3 調査時期

6月、9月、12月、2月の年4回実施する。大気環境調査及び窒素酸化物濃度簡易調査をそれぞれ同時に実施すること。

なお、調査実施時期については委託期間内において、甲乙協議のうえ決定する。

1-4 委託期間

令和5年4月28日から令和6年3月15日までとする。

1-5 安全管理

乙は本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1-6 提出書類

着手前

- | | |
|------------|-----|
| (1) 着手届 | 1部 |
| (2) 委託費内訳書 | 1部 |
| (3) 工程表 | 1部 |
| (4) 主任技術者届 | 各1部 |
| (5) 経歴書 | 各1部 |

※(4)、(5)については、調査ごとに専任し各1部提出すること。

完了前

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 報告書 | ※調査ごとに分けること。詳細は「2-5. 報告書」及び「3-5. 報告書」の項参照。 |
| (2) 完了届 | 1部 |
| (3) その他甲が指示したもの | 指示部数 |

完了後

- | | |
|---------|----|
| (1) 引渡書 | 1部 |
|---------|----|

1-7 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

2 大気環境調査業務

2-1. 測定地点

2 地点（別添1 地図参照）

- ・青山局敷地内（青山2丁目2631番3他1筆）
- ・東倉治3丁目（東倉治3丁目2148-1他2筆）

2-2. 測定項目及び測定期間

大気質---窒素酸化物（NO・NO₂・NO_x）浮遊粒子状物質

気象---風向、風速、気温、湿度

* 気象及び窒素酸化物濃度（JISB7953 7.2.2 化学発光方式）、浮遊粒子状物質濃度（JISB7954 5.2. ベータ線吸収方式）は、1週間の連続測定を行う。

2-3. 測定方法

移動測定車又は測定用小屋（コンテナ）等を用い、2地点同時に測定すること。

移動測定車又は測定用小屋（コンテナ）に関しては、空調機器が付属している（又は設置できる）ものを使用し、測定時には適正な温度管理を行なうこと。また、以下の最新版のマニュアル等に準拠して実施すること。

- 「環境大気常時監視マニュアル」（環境省監修）
- 「地上気象観測指針」（気象庁）

2-4. 精度管理

分析時の精度管理については、上記マニュアル等に準じること。

2-5. 報告書

各回の試料採取後は、分析結果を速やかにまとめ速報値結果として報告書1部を提出すること。また、最終報告書としては、環境監視施設（中央局、天野が原局）及び周辺測定局等の測定結果を併せた年間の評価・考察を加え2部提出し、併せて電子媒体でも提出すること。なお、最終の報告において、精度管理等のバックデータについては、電子媒体で提出すること（書面にする必要はなし）。

また、書面による報告書は、できる限り両面コピーを行い、総合評価指標に基づく総合評価値80ポイント以上の用紙を使用すること。（カバーは除く）

2-6. 損害賠償及び補償

本業務にあたり、測定地点における建物・工作物・備品類・その他に対して損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、その都度補修、弁償等を行うものとすること。なお、その経費は乙の負担とすること。

2-7. その他

各調査地点の電気料金は、甲が負担するものとする。

測定車等設置期間中は、歩行者、交通車両及び施設利用者等に支障がないよう配慮すること。

3 窒素酸化物濃度簡易調査業務

3-1. 測定地点

市内 14 地点（別添 2 一覧参照）

3-2. 測定項目及び測定期間

一酸化窒素 ($\text{NO} = \text{NO}_x - \text{NO}_2$)

二酸化窒素 (NO_2)

窒素酸化物 (NO_x)

測定 1 回あたりの曝露時間は 1 週間とする。

3-3. 測定方法

PTIO[※]法

NO_2 は、選択的に吸収するトリエタノールアミンを用い、また NO は PTIO を酸化剤として用い、各々の試薬を含浸させたろ紙をセットしたサンプラーを大気中に暴露させて、1 つのサンプラーで NO 及び NO_2 を同時測定する。

※PTIO · · · 2-Phenyl-4, 4, 5, 5-tetramethylimidazoline-3-oxide-1-oxy1

3-4. 業務の分担

甲 サンプラーの設置及び回収に関すること。

乙 委託者の業務以外（サンプラーの提供及び分析）

3-5. 報告書

測定結果の報告は、測定終了後速やかに行うこと。各回の結果は速報値として 1 部ずつ提出し、年間の調査報告書は 2 部提出すること。また測定結果については、電子媒体でも提出すること。なお、年間の調査報告書については、市の常時監視測定結果をもとに補正した測定値で報告すること。報告内容には、考察を添えて提出すること。

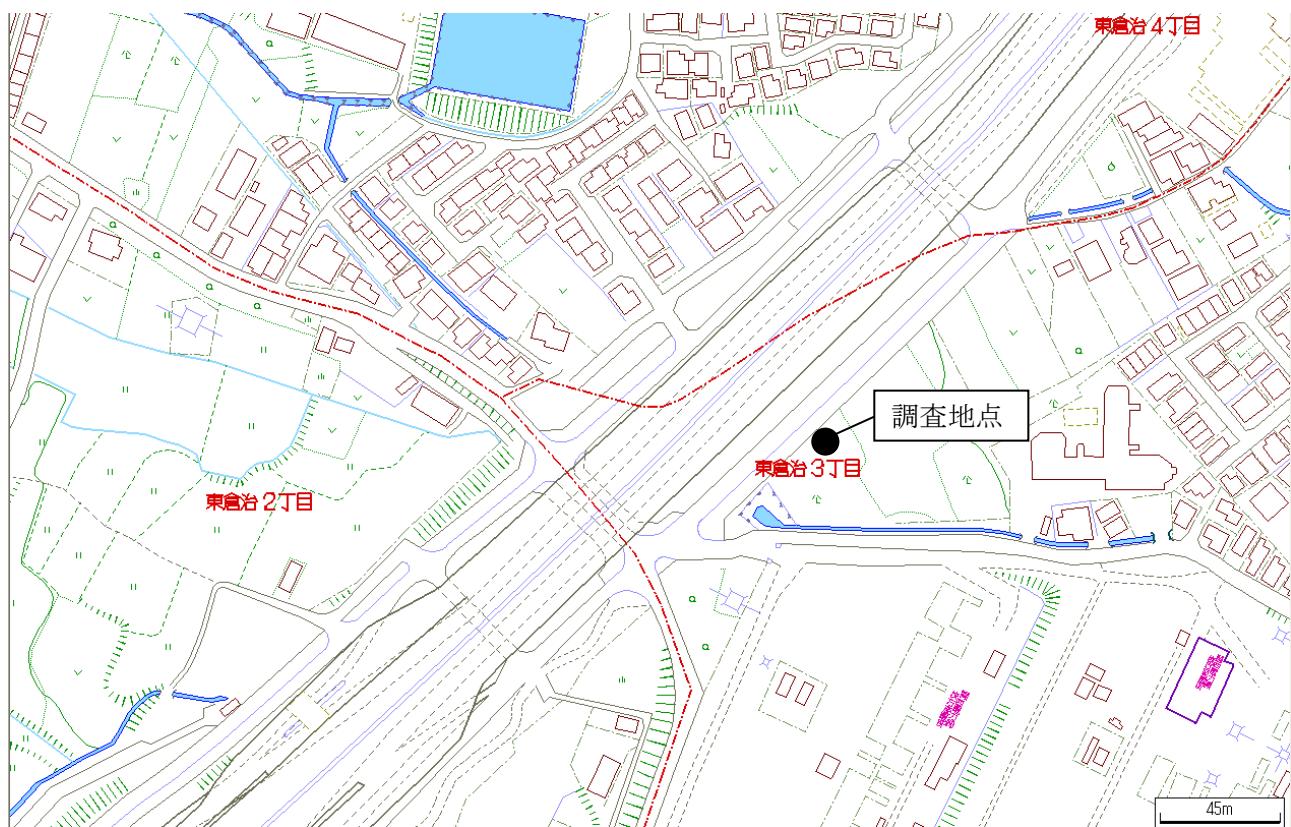
また、書面による報告書は、できる限り両面コピーを行い、総合評価指標に基づく総合評価値 80 ポイント以上の用紙を使用すること。（カバーは除く）

以上

○青山局敷地内（青山2丁目2631番3他1筆）



○東倉治3丁目（東倉治3丁目2148-1他2筆）



3 窒素酸化物濃度簡易調査業務 関係

別添 2

令和5年度 窒素酸化物濃度簡易調査（P T I O）地点一覧

地点 No.	名 称
1	交野市役所
2	郡津小学校
3	教育文化会館
4	私部西3丁目柴野第3ちびっこ広場
5	あさひ認定こども園
6	星田山手自治会館
7	私市山手自治会館
8	私部南1-1-15
9	森区民ホール
10	東倉治5-2-1
11	向井田1-45-1
12	星田北8-3779-1
13	妙見東中央公園
14	天野が原局（天野が原町2丁目652番8他）